

とちぎUターン対策強化事業業務委託 公募型プロポーザル審査要領

第1 目的

とちぎUターン対策強化事業業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提出された企画提案書を適正に評価するため、とちぎUターン対策強化事業業務委託公募型プロポーザル審査要領を定める。

第2 審査会の設置

企画提案書の審査を行うため、とちぎUターン対策強化事業業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

1 構成

- (1) 審査会に委員を置き、別表1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査会に会長を置く。なお会長は、総合政策部地域振興課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 会長は、会務を総括する。

2 運営

- (1) 審査会は、会長が召集する。
- (2) 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 審査会は、会長を含む3名以上の委員が出席して開催するものとする。
- (4) 会長は、各委員の審査結果に基づき、委託契約候補者を選定する。
- (5) 審査会は、非公開とする。

3 守秘義務

会長及び委員は、審査会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 審査

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、次の方法により行う。

- (1) 企画提案書の審査は、企画提案書の記載内容をもとに、別表2に規定する審査項目ごとに、5段階評価を行う。
- (2) 委員が行った評価に、別表3に定める係数を乗じて得た点数の合計を、評価点とする。
- (3) (2)により算出した評価点をもって、点数の高い者から順に、委員毎に提案者の順位付けを行い、全ての企画提案者の中で、最も多くの委員が1位とした者を委託契約候補者とする。なお、最も多くの委員が1位とした者が複数の場合は、各委員の評価点の合計が最も高い者を委託契約候補者とする。
- (4) 提案者が1者の場合は、各委員の評価点の平均が60点以上である場合に限り、委託契約候補者とする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、令和2(2020)年度の事業において適用する。

(別表 1 審査会の構成)

所属		役職	備考
総合政策部	地域振興課	課長	会長
		課長補佐(総括)	
		地域振興・移住促進担当課長補佐(GL)	
		地域づくり支援担当(GL)	

(別表 2 審査項目)

区分		審査項目	
1	組織体制	(1)	業務が円滑に進められる人員体制か
		(2)	過去の実績から事業の成功を予見する組織と認められるか
2	企画力	(3)	社会背景や本県の現状・特性を踏まえた企画内容か
		(4)	当該業務委託仕様書が求める企画内容となっているか
		(5)	参加者を集めるための効果的な工夫がなされているか
		(6)	Uターンの促進や地域活性化に繋がる内容か
3	経費の積算	(7)	積算が予算の範囲内であり、内容等が妥当か
4	計画性及び実現性	(8)	業務遂行可能な計画(企画の進め方)であるか

(別表 3 係数)

区分		係数
2	企画力	3
1、3、4	組織体制、経費の積算、計画性及び実現性	2